

坂戸市条例第 1 1 号

坂戸市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する犯罪被害者等のための施策（以下「犯罪被害者等のための施策」という。）の基本となる事項を定めること等により、法の基本理念にのっとり犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本事項)

第 2 条 犯罪被害者等のための施策の基本となる事項については、法及び埼玉県犯罪被害者等支援条例（平成 3 0 年埼玉県条例第 1 0 号）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(見舞金の支給等)

第 3 条 市長は、規則で定めるところにより、犯罪被害者等（法第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。次条において同じ。）又はこれに準ずる者に対し、見舞金を支給する。

2 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 5 5 年法律第 3 6 号）第 2 条第 1 項に規定する犯罪行為（次号及び附則第 2 項において「犯罪行為」という。）により死亡した者の遺族に支給する見舞金をいう。） 3 0 万円

(2) 重傷病見舞金（犯罪行為により犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第 2 条第 5 項に規定する重傷病を負った者に支給する見舞金をいう。） 1 0 万円

(見舞金の支給の制限)

第 4 条 見舞金は、犯罪被害者等又はこれに準ずる者と加害者との間に親族関係がある場合その他の規則で定める場合には、支給しない。

(実施状況の公表)

第 5 条 市長は、犯罪被害者等のための施策の実施状況に関し規則で定める事項を公表するものとする。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3 条及び第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為に係る見舞金について適用する。